

# 東洋學報

第參拾八卷第四號

昭和三十一年三月

## 論 說

### 楊炎の兩稅法に於ける稅額の問題

日 野 開 三 郎

目 次

#### I 課稅總額

- (1) 徵收豫定額
- (2) 徵收實績額

#### II 課稅總額の算定

- (1) 改稅前年の徵收實績
- (2) 大曆年間各州最高徵收實績
- (3) 中央費の算定
- (4) 前年度改稅前の收入實績
- (5) 中央財政の増強
- (6) 地方費との振合
- (7) 地方費の算定
- (8) 前年度改稅前の收入實績

楊炎の兩稅法に於ける稅額の問題

日野

- (9) 藩財政の抑制
- (10) 中央費との振合
- (11) 米麥額の算定
- (12) 中央用二百餘萬石の算定
- (13) 地方用四百餘萬石の算定

#### III 稅額の配分と稅戶の負擔の増減

- (1) 稅額の配分
  - (1) 稅額の州別配分
  - (2) 稅額の戶別配分
- (2) 稅負擔の増減
  - (1) 總負擔及び地區負擔の増加
  - (2) 稅戶の戶別平均負擔額の不増加

單稅・戸對象・資産對應賦課・錢額制等の諸原則に立ち、更に量出制入の原則をも採入れて施行せられた楊炎の兩稅法に於いて、百八十萬の稅戸が年間に負擔しなければならなかつた初年度の稅額はどれだけであつたか、その稅額は如何にして算定せられたか、年初の徵收豫定額と年末の徵收實績額との關係はどうであつたか、又總錢額の中より折算して公示せられた米麥徵收額とその額數算定の基準とはどうであつたか、稅額の内譯として振分けられた中央費と地方費との割合はどうであつたか、稅戸の一戸當りの負擔は平均してどの程度であつたか、新稅總額と舊稅總額及び一戸當り平均の新稅額と舊稅額との關係はどうであつたか等、稅額に關して考究す可き問題は極めて多い。以下、楊炎の兩稅法を専らその稅額の諸問題に限定して考察することとする。尙本稿は楊炎の兩稅法に關する一聯の研究の一部をなし、稅法の諸原則、擔稅戸・不擔稅戸の問題等の先行する諸研究に次ぎ、その成果を採入れて組み立てたものである。

## I 課 稅 總 額

楊炎兩稅法の初年度課稅總額は當初の徵收豫定額と年末の實收額との双方が傳へられてゐるが、豫定總額は所傳史料によつて區々相違し、嚴密な批判を経なければその眞實の數字が掴めぬ事情に在る。又實收額はその一部が傳へられてゐるのみで、全體の數字は殘念乍ら明かでない。以下、豫定數字と實績數字との各々に就いて個別に考究する。

### (1) 徵 收 豫 定 額

文獻通考 三卷 田賦考に

歲斂錢二千五十餘萬緡・米四百萬斛。以供外。錢九百五十餘萬緡・米千六百餘萬斛。以供京師。

とあり、新唐書・食貨<sup>二</sup>租税の條にも此れと全く同内容の記事があるのに對し、通典<sup>卷六</sup>賦税の項の自註には

每歲、天下共斂三千餘萬貫。其二千五十餘萬貫以供外費。九百五十餘萬貫供京師。税米麥千六百餘萬石。其二百餘萬石供京師。千四百萬石給充外費。

とあつて共に初年度に徵收す可き兩税の歲額を傳へてゐるが、兩傳がその内容に於いて一致してゐるのは錢額の數字のみで、穀物の額には著しい相違がある。又前者は單に米とあるのを後者は米麥としてゐるのも大きな相違であるが、此れは夏秋兩税の收入であるから米麥とある通典が精確であるとして誤り無く、文獻通考等の米は米麥の省略によつて生じた不精確な所傳と解せられる。米麥額高の喰違ひは事が重大で慎重な批判檢討を必要とするので、左に兩傳の比較を表示して對照の便に

兩稅初年度決定額徵米麥豫定額高表

文獻名	中央用	地方用	合計
通考・新志	一、六〇〇餘萬石	四〇〇餘萬石	二、〇〇〇餘萬石
通典	二〇〇餘萬石	一、四〇〇餘萬石	一、六〇〇餘萬石

供しておく。此の喰違ひの檢討是正に於いて必要な心構へは、必ず一方が正しく他方が誤りであるとの單純な先入觀を捨てて双方共に誤りを含んでゐるかも知れないことを警戒することである。

米麥の徵收豫定額に關する右の兩傳に於いて先づ正しい數字と認定し得るのは通典の中央用二百餘萬石である。後述の如く、建中元年の米麥徵收實績は中央用二百一十五萬七千餘石であつたと傳へられてゐるが、此の二百一十五萬七千餘石の實績は疑ひもなく當初の豫定額二百餘萬石に對應するものと見なければならぬ。文獻通考等の徵收豫定額一千六百餘萬石は年末の實績二百一十五萬餘石に比して突飛に懸け離れた巨大數字で、何かの事情で誤られた所傳と見る外ない。尙中央用千六百餘萬石の數が事實と懸絶した巨大數字であることは當時の漕運力やその他の面からも證明せられるのであるが、考證が複

雜となるので省略する。

次に地方用米麥額として正しい數字と認定せられるのは文獻通考等の四百餘萬石である。但し地方用米麥額はその徴收實績が傳へられてゐない爲めそれとの比較を以て四百餘萬石の正傳たることを證明することは出来ない。地方費の最大支用者たる藩鎮が飛揚跋扈を恣にしてゐた當時のこととて地方費收支の實數を報告しないものが多く、地方收支の實態は當時から擱めてゐなかつたものと思はれる。恐らく一度集計せられた數字がその後ち傳を失つたのではあるまい。翻つて錢額表示の徴收豫定を見るに、中央用九百五十餘萬貫に對し地方用二千五十餘萬貫となつてゐて大體一對二の割合を示してゐる。そして此の數字は諸傳何れも一致してゐて疑念をはさむ餘地がない。又後年の稅收に於いても此の一對二の割合が大體に於いて終始一貫して守られてゐる。そこで米麥の徴收豫定額も亦大體一對二の割合であつたとの推定が可能となる。中央用は二百餘萬石であつたのであるから、此れを一とすればその二倍に當る地方用は四百餘萬石であつたこととなり、かくて文獻通考等の米麥四百餘萬石が正しい所傳であるとの推斷が得られるのである。然しかうした二百萬と四百萬とを正しい數字なりとする斷定を強化する爲めには、諸史が種々の誤傳を犯すに至つた所以とその過程とを説明する必要がある。

先づ最初に生じた誤謬數字は撰輯の古い通典の地方用千四百餘萬石であつたと解せられる。そしてそれは正しい數字四百餘萬石に「千」の大臺が添入せられた結果生れたものと解せられる。「千」の添入が筆寫の際に犯された偶然的誤りか、それとも天寶末の歲出入粟高二千五百餘萬石（粟米にして約一千五百餘萬石）に比して四百餘萬石は餘りにも少く、籍兵七十餘萬の支養その他に必要な糧米を支へるに足らずと輕卒に判斷した者の意識的な添入であるかは判らないが、とにかく「千」の大臺が誤つて入り込んだものであることは紛れない。かくて生じた中央用二百餘萬石・地方用千四百餘萬石の數字からは必然的に徴收豫定總額千六百餘萬石の數字が算出せられる。文獻通考等の中央用千六百餘萬石の數字は此の通典から算出せら

れる天下總徵收豫定額としての千六百餘萬石を中央用に轉移したものと解せられる。

唐朝の財政が中央と地方とに大きく分けられてゐたのは國初からであつたと思はれるが、安史の亂以前に於ける文獻の記事は中央關係に偏重して地方財政に言及したものが殆んどなく、兩者の關係が頗る明かにし難いのに反し、安史の亂以後は兩者の別が明確となり、且つ地方財政が頗る重要化した結果、文獻にも双方の數字に及んでゐる場合が少くない。此れは藩鎮の出現に依つて生じた地方行政の根本的な變化とその動向の重要化とを反映したものであるが、此の藩鎮列置後の中央財政の收支は中央・地方の收支を合した天下の總收支と混同せられ取違へられてゐる場合が多い。即ち中央收支を以て天下總收支と取違へ、又逆の場合が見受けられるのである。それは中央の收支が朝廷の收支であるとの意味で屢々「天下の收支」と表現せられた爲め、後人から中央・地方の收支を合した天下全收支と誤られたことによる。例へば唐會要<sup>卷八</sup>轉運鹽鐵總敘<sup>七</sup>に

大曆末。通天下之財而計其所入。總一千二百萬貫。而鹽利過半。

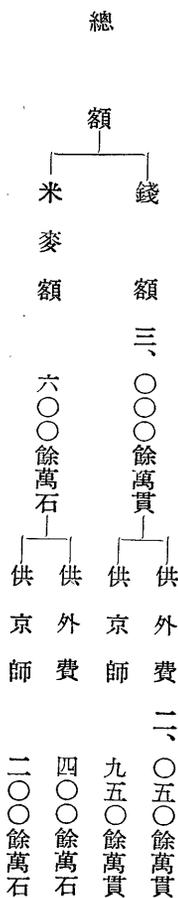
とある天下の收入一千二百萬貫とは、後述の如く、中央の歲入額であることが紛れなく立證せられるにも拘らず、宋史<sup>卷一八二</sup>食貨・鹽中・東南鹽の項には

唐乾元初。第五琦爲鹽鐵使變鹽法。劉晏代之。當時舉天下鹽利。歲纔四十萬緡。至大曆增至六百餘萬緡。天下之賦鹽利居半。

とてやはり天下の總收入と誤解してゐる。尙此の誤解は現史家中にも踏襲せられてゐる様である。天下歲入一千六百餘萬石とある通典の誤つた數字を文獻通考が中央の歲入數字に移した一因はかうした所に在つたのではないかと解せられる。地方費四百餘萬石は文獻通考に正しく傳へられてゐる所から推して考へるに、文獻通考はかうした地方用徵收豫定額四百餘萬石

の正しい所傳を握つてゐた爲め、天下歲徵豫定額千六百餘萬石を中央費として受取る可きものと考へ、それが天下歲徵を中央用歲徵と早呑込みする一因となつたのであらう。かくして中央用千六百餘萬石、地方用四百餘萬石、計二千餘萬石の數字が生み出されたものと推測せられる。正しい數字は中央用が二百餘萬石、地方用が四百餘萬石、計六百餘萬石であつたのである。よつて建中元年の兩稅法實施に際し、當初算定せられた歲徵豫定額は錢と米麥とに分けて左の如くであつたこととなる。錢・米麥共に大體中央費一に對し地方費二の割合であり、從つて總收入も同じく一對二の割合であつたこととなる。

稅法實施初年度（建中元年）當初歲徵豫定額



尙此所に云ふ錢額は飽く迄錢額であつて實錢の收入額ではない。一見、實錢收入額の如くに受取れる表現をしてゐるため誤解を招く危険があり、又現に誤解を犯してゐる史家もあるので、特に此の點を強調しておく。つまり右の錢額豫定はそれだけの實錢徵收を求めてゐたのではなく、布絹・草・米麥・雜穀その他官府が相當量に必要とするものの物納を廣く認め、それら一切の物納の錢價と實錢收入との額高合計が右の數字に外ならなかつたのである。兩稅法に於ける此の錢額制と米麥額高の公示との關係に就いては兩稅法の諸原則の研究に於いて詳考してゐるので此所には重複を避けて省略する。

兩稅法を立定した建中元年當初の米（粟米）價は每石二貫であつたと云ふ。南支を産地とする稻米價は未だ知るを得ないが、やや後年の例では大體稻米價が粟米價よりも高く概ね一倍半位であつた様である。麥價は全く判らない。降つて南宋で

は麥（小麥）は稻米の半價、従つて稻穀イヌモミと等價であつたが、此れをそのまま建中當時に移して考へることは、勿論許されない。然し多少の参考とはなるであらう。建中元年の穀物徴收は米麥の二つに分れてゐてその割合が示されてゐないこと、麥價が判つてゐないこと、粟米と稻米との割合も判つてゐないこと等の爲めに、その總額六百餘萬石及び中央用二百餘萬石・地方用四百餘萬石は何れも此れを錢額に正しく換算することが出来ない。然し麥價・粟米價・稻米價の三者の間をとつて粟米價に従ひその錢額を算出すると、中央用四百餘萬貫、地方用八百餘萬貫、合計一千二百餘萬貫となる。少くとも中央用が三百萬貫、地方用が六百萬貫を越え、合計一千萬貫を前後するものであつたことは殆んど間違ひないであらう。果して然らば總てを錢額一本に還元した場合の當初徴收豫定額は中央用約千三百萬前後、地方用二千八百萬前後、總計四千萬貫前後であつたこととなる。米麥の錢額換算に於いて頗る漠然たるものがあつて總計數に正確を缺く憾みはあるが、以て大略を察知するには足るであらう。

## (2) 徴收実績額

建中元年當初の徴收豫定額に對して同年末に擧げた実績額に就いては資治通鑑卷二 唐紀・建中元年末の條に

天下稅戶三百八萬五千七十六。籍兵七十六萬八千餘人。稅錢一千八十九萬八千餘緡。穀二百一十五萬七千餘斛。

とあつて重大な誤りを交へ乍らも貴重な史料を残してゐる。重大な誤りとは天下の總統計戶數三百八萬餘を稅戶（土戶・主戶・編戶・實戶・居人・百姓等とも云ひ擔稅戶を指す）としてゐること、稅戶は大約百八十萬にすぎず、残りの約百三十萬は無産不擔稅の客戶であつた。天下の籍兵數は此所では關係がないので論及しないが、後文に大きな關係をもつて來るので一應注意しておく必要がある。次いで擧げてある天下の稅錢一千八十九萬八千餘緡と稅穀二百一十五萬七千餘石とは此の

際最も重要な記事である。

先づ稅數二百一十五萬七千餘石は中央用米麥二百餘萬石の徵收豫定に對する徵收の實績であり、稅錢一千八十九萬八千餘緡は錢額九百五十餘萬緡の徵收豫定に對する徵收實績であつて、共に天下の總徵收實績額ではない。又稅錢一千八十九萬八千餘緡は實錢の徵收額ではなく、實錢と共に物納をも併せた總額の錢額表示にすぎない。天下の總徵收豫定額は錢額三千餘萬緡・米麥六百餘萬石であつたのであるから、右の程度の實績では國家は非常な歲入不足を來して破滅して居た筈で、此れが中央費の實績であることは一目瞭然であるが、それをさへ資治通鑑の如き名著が天下の全戶數や全籍兵數と並べて天下の總歲入なるかの如く解してゐるのは、如何に總歲出入と中央歲出入との區別に對する史家の認識が乏しく、兩者を取違へる場合の多かつたかを知る好例となる。豫定に對する實績は錢額表示の分に於いて大約百十五%、米麥に於いて大約百〇八%となり共に豫定を若干上廻つてゐる。冊府元龜

卷八 八四 邦計部・賦稅門・建中元年の條に

是歲天下兩稅之戶凡三百八萬五千七十六。賦入一千三百五萬六千七十貫斛。

とある天下賦入も實は中央費の歲收實績で、一千三百五萬六千七十貫石とは錢額一千八十九萬八千餘貫と米麥二百一十五萬七千餘石との指數を合算し、尙千以下の單位迄細かに採入れたものである。天下兩稅之戶三百八萬五千餘が總戶數の誤りであることは先に述べた如くである。實績額の米麥を前述の要領で錢額に換算して合計した中央の歲收實績總錢額は大略千五百萬貫前後となる。

次に地方費の徵收實績であるが、此れに就いては全く所傳がない。それは恐らく史料の散逸によるのでは無く、初めから總計が無かつたのであらう。藩鎮が各地區に據つて飛揚跋扈し、戶口不申報或は不入貢と傳へられる州數が天下三百州注の殆んど過半にも達してゐた當時として、彼等藩鎮の手に完全に掌握せられてゐた地方行政用の歲出入が天下を通じて擱める筈

は無く、その統計は全然算出来なかつたであらう。彼等驕藩が中央の規定や指令に従ひそれに準據して地方費の徴收を行つてゐたとは思はれず、事實かうした定めを無視して飽くことなき法外の搾取を重ねてゐたことは此れを明證する幾多の史料が傳存してゐるのである。然も彼等はさうした法外搾取の實相を藩外に自ら暴露するが如き正直な報告を中央に寄せる筈はない。地方費の徴收豫定額として中央の定めた錢額二千五十餘萬貫・米麥額四百餘萬石が單なる規定に終り、現實には殆んど守られなかつたことは紛れない事實である。然らば此の地方費の徴收豫定數字は全く無意味な設定であつたかと云ふに、決してさうではない。安史の亂以後に於ける唐の内政問題の中心をなしてゐた中央と藩鎮との對立と云ふ立場から見ると、それは中央の藩鎮彈壓への制度的な第一の踏切點として極めて大きな意義を有してゐたことが知られるのであるが、その説明は寧ろ兩税法の財政史的考察に於いて取扱ふ可きもので、此所にはしばらく割愛しておく。

## Ⅱ 課税額の算定

兩稅初年度の當初徴收豫定額は如何なる方針の下に算定せられたものであるか。税額の問題としては此れが大きな研究對象となる。

兩税法は單稅原則に立ち、更に此の原則と聯關して量出制入の原則を採つてゐた。兩税法の諸原則に就いては別に專考するので詳細は略すが、先づ國家の支出必要額を見積り、それに應じて徴税額を定めるのが所謂量出制入原則である。此の原則に立つ兩税法としてその豫定徴收總額の算定は歳出の見積額が最大の基準要素となつてゐたと見なければならぬ。然したとへ此の原則に立つたとしても只支出の一面のみを見て被課稅者の立場を無視し去ることは出来ないから、民力の點も大きな基準要素とせられてゐたと見る可きである。つまり税額の具體的な數字は國家の財政政策と民力とを勘案して算定せられ

たと解せられるのである。かくして民力の限界内に算定せられた徴收額は中央費と地方費とに振分けられたわけであるが、此の振分けの算定基準が又問題となる。更に税額は錢額と米麥額とで示されており、此の振分けの算定基準も問題となる。以下、課税總額、中央費・地方費及び錢額・米麥額の算定振分けの基準に就いてそれぞれ考究を加へることとする。

### (1) 課税總額の算定

課税總額の算定は新帝徳宗が意圖する朝威再振・藩鎮抑制の財政政策に基きつつ民力を勘案して行はれたものである。而して當局者の希望は常に稅收の多きを欲し見積りを大ならしめんとするものであるから、現實にその徴收豫定額を錢額三千餘萬貫・米麥額六百餘萬石と打出したのは、財政的立場からの要求そのものではなく、財政的要求は恐らく更に多かつたのを寧ろ民力の立場から抑制した結果であらう。つまり財政的要求と民力との調和點が右の總額であつたと考へられるのである。然らばかうした民力の評定は如何にして行はれたか。課税總額算定問題の焦點は此所に在つたと見る可きである。尙此所に云ふ民力は單に國民の經濟的負擔力に限定した狭い意味にのみ取る可きではない。國民の納税を強制し得る國家の政治力をも併せ考へ、國民が積極消極の甚しい反抗を敢てしない範圍での納税の限界と解す可きである。

### (イ) 改税前年の徴收実績

國民の大抵抗なくして取立て得る税額の限界を評定し得る第一の便法は、調査機關の整つてゐない當時としては何と云つても前年度の徴收実績である。そこで新豫定徴收額が此の実績とどんな關係を有つてゐたかを知る必要があるが、遺憾乍らその実績額は中央收入の分が傳へられてゐるのみで、地方收入の分を合した全體の額數は所傳がない。よつて出来るだけ推

測を試ることとする。

兩税法以前の正税は租庸調・戸税・地税・地頭錢等であつた。租庸調は丁對象の均一固定賦額で、每丁絹二匹・綿三兩(布二端・麻三斤)と粟二石(米二石二斗)とであつた。戸税は戸對象の税で、九等戸は五百文、八等戸七百元、七等戸以上累進の額であつたが、通典<sup>六卷</sup>賦税の項には戸税の天下平均額を九等戸の税額に大約一割強を加へたものと見てゐるから、此れに従へば一戸平均五百五十文餘となる。地税と地頭錢とは共に畝頭税で、前者は每畝粟一升(米一升二合)、後者は錢十五文であつた。<sup>註6</sup>而して大曆十四年の擔税戸は此れらの税を悉く負擔する完全税戸の課戸が百三十萬、租庸調を負擔しないで他の正税のみを納める不完全税戸の不課戸が五十萬あり、課戸内の平均課丁數は、通典<sup>七卷</sup>歷代盛衰戶口の條に依れば天寶末年が一人半、乾元三年が三人餘となつてゐるが、三人餘は特殊事情によつて生じた過多現象と思はれるので、一人半平均に従ふと課戸百三十萬の課丁數は大約二百萬となる。又通典<sup>二卷</sup>田制及び文獻通考<sup>三卷</sup>田賦制等によれば建中元年の載籍田數は百十餘萬頃であつたと云ふ。以上の統計に従つて正税數を算出すると、租米二百四十萬石・地税米百三十二萬石・庸調絹四百萬匹・綿六百萬兩・戸税錢約百萬貫・地頭錢約百六十五萬貫となる。絹の時價每匹四貫、米價每石二貫、綿價は判らぬが每兩二百文以上と推定せられるから假に二百文として右の正税收入を錢額に換算すると大約二千七百三十萬貫となる。

以上は正税の正額收入に就いての推算である。大曆年間には税制の最も紊亂した時代として、かうした正額外に額外の徴収が附加せられるは勿論、法外の諸雜徴も並んで盛んに行はれてゐた。額外徴収は特に藩鎮に於いて多く行はれ、兩税法時代に入つて後ちも長くその風を殘し、元和・長慶に迄及んでゐた。雜徴は多く非常臨時の徴収として法定外に科配せられ、それがそのまま固定化したもので、地方藩鎮のみならず中央で創めたものさへ少くなかつた。かうした雜徴の極甚を楊炎はその税制改革意見書の中に於いて「故科斂之名凡數百。廢者不削。重者不去。新舊仍積。不知其涯。」<sup>中</sup>旬輸月送無有休息」

と表現してゐる。兩稅法が單稅・額外嚴禁を原則として生れたのはかうした額外加徵・雜徵繁多の反動としてその整理の必要に促されたものと云へる。かうした額外・法外の徵收もそれが固定して恒常的収入となり、財政上に重要な地位を占めるに至れば此れを稅として無視することは出来ない。それをも加へて租稅の徵收實績と見る可きである。又かうした徵收も正稅と同様に民戸の懷より出てゐたのであるからその擔稅力を測る參考となること正稅の場合と變り無い。然し此の様な収入はその性質上額高の所傳がなく、又推算の手掛りもない。低目に正額収入の一割と見れば三百萬近く、二割と見れば六百萬足らず、三割と見れば八百餘萬となる。その極甚を傳へられる雜徵収入が正稅の一割程度とは思はれないから、少くとも一、三割五、六百萬貫前後に達してゐたと見る可きであり、正額収入と合した總額は少くとも三千萬貫以上、恐らく三千數百萬貫に達してゐたであらう。頗る漠然とした推算ではあるが、以て大體を推す參考とはならぬ。此の額は前年度に於ける民戸の實際に負擔した稅額であつて、此れが稅制改革に際し新稅額を定める民力の評定に大きな參考となつたことは云ふ迄もあるまい。然し當初の新稅額は錢額に換算して四千餘萬貫に達し、上述の推定舊額に比して殆んど一千萬に近い開きが認められるから、舊額が大きな參考とせられたことは考へられるにしても、それが新額算定の最大の準據にせられたとは見なし難い。民力は昨年の實績より大なるものと評定せられ、新財政政策の支出豫定額も此の評定に従つてそれより更に大きく算定せられたと見なければならぬ。

(ロ) 大曆年間各州最高徵收實績

兩稅初年度の當初徵收豫定額が昨年の徵收實績を遙かに越してゐたことは、新財政政策の支出要求規模が昨年の支出に比して遙かに巨大であつたことを示すと共に當局者の民力評定も昨年度の實績以上に大きく見込んだものであつたことを併せ

示すものと云へよう。果して然らばかかる評定の基準はどこに置かれてゐたのであらうか。此の疑點に就いては幸に此れを明解する好史料が残されてゐる。即ち陸宣公奏議全集<sup>四卷</sup>所收「均節賦稅恤百姓第一條」の「兩稅之弊須有釐革」なる奏文中に

而搜摘郡邑。効驗簿書。每州各取大曆中一年科率錢穀數最多者。便爲兩稅定額。

とて各州の當初兩稅額はその州の大曆十四箇年間に於ける徵納年額の最高を採つたものであると明記してゐる。此の記事に依れば初年度兩稅額は只過去十四箇年間の各州最高徵收實績をその州額とし、此れを累計して總額を出したのであつて、量出制入の原則は全く顧られなかつたかの印象を受ける。然し量出制入は兩稅法の一大原則として強調せられてゐる所であるから、それが無視せられてゐたとは考へ難い。恐らくかうした決定方法によつて初めて量出制入の最低稅額を充すを得たのであらう。大曆年間には雜徵極甚の時代であつたから、此の額高決定方法の採用によつてそれらの雜徵は、上掲奏文の他の一節に「總無名暴賦以立恒規」とある如く何れも兩稅額中に繰込まれることとなり、又非時徵收の多い時代の最高年額を採つて州額とした結果、各州共に額高を増し、従つてその累計たる天下の總計も著増した。上掲奏文にはかかる最高額採用の弊害を論じて次の如く述べてゐる。

大曆中。紀綱廢弛。百事從權。每至徵發之初。例必廣張名數。以備不時之命。且爲施惠之資。應用有餘。則遂減放。增損既由郡邑。消息協物宜。故法雖久利。而人未甚瘁。及總雜徵虛數。以爲兩稅恒規。悉登地官。成繫經費。計奏一定。有加無除。此則人益困窮。

謂ふ所の大意は、國政弛緩して萬事權宜の處置に依つてゐた大曆中は稅制も紊れて種々の追徵次々と下されたので、州長はそれをその都度徵收することなく、豫めその年の見込徵收總額を纏めてとつておき、その中から逐次追徵を供出し、又施惠費に充て、尙残れば減稅してゐた。かかる權宜の處置も州情に通ずる州長の裁量によつてゐたので比較的うまく行つてゐた

が、兩税法はかかる見込徴收の最高をとつて法定額とし、且つ殘餘減放のことはしなかつたので各州の税負擔額は一律に増加したと云ふのである。各州の十四年間の見込徴收には寇賊兵戰等による特別高額の無理な徴收の年もあつたであらうし、又州長個人の方針や見込違ひの過大徴收もあつたであらうから、それを採つて兩税額とした以上、諸州の税額は何れも増大した筈であり、従つてその累計たる天下總税入額も昨年の實績に比して著増したわけである。かうした州額の決定方法は決してその州の民力を正しく評定したもとは云へない。只昨年の實收入を越える新徴收額を科配する一の便法的處置たるにすぎない。思ふに新税額が昨年の額を大きく超過して前年の實績に基く割當てが困難となり、別に民力を考へた増收方法を講ずる必要が起り、よつて過去十四年間に一度でも納税した額はその州の民力の限界内なりとする解釋をとり、その最高額の累計を以て民力の限度とし、量出制入方針から打出された徴收要求を此の線に抑へたのであらう。勿論此の決定には後述の如き數々の缺陷があつたが、當時の客觀的狀態下に於ける現實性ある便法としては此れ以外になかつたのであらう。

## (2) 中央費の算定

兩税法創始の最大目的の一は朝權再興の爲めの中央財政の充實に在つたのであるから、その中央費の算定が前年度改稅前の收入實績に甘んずる筈は無く、遙かに此れを越えたものであつたと見なければならぬ。果してさうであつたか。先づ前年度實績との關係から考察する。

### (1) 前年度改稅前の收入實績

前年度改稅前の中央の收入には正税の外に多くの雜徴があり、税制紊亂の時代をそのまま反映してゐた。陸宣公奏議には

その主なものとして急備供軍・宣索・進奉・折估等をあげてゐるが、尙此れら以外の雑徴や額外徴收もあつたであらう。雑徴の詳細に就いて考説する逡はないが、その大略を知る意味で上掲の各々に就き概要を紹介しておく。

急備供軍は此の名が示す如く寇亂に際し「軍用給らざるに緣り嘗て額外に加徴した」ものをその後ち廢止するを得ずして固定化した徴收である。宣索は「天子供御の物には各典司あり、諸州土産の常貢も定めあるに拘らず、燕居の崇飾・賜與の儲備を張る爲め別に宮廷より民に科配し」、それが常制化したものである。進奉は主として藩鎮等が或は羨餘（收支の餘剩）と稱し或は方圓（遺練捻出）と稱して巨額の財物を天子に獻じたもので、保身・榮達的手段としたものであるが、後ちには儀禮形式化した四節等の常貢を生じ、正税不納の驕藩すら進奉せざるは殆んどなく、唐末迄頗る盛んであつた。進奉した藩鎮はそれに籍口して大抵管内よりそれに數倍する擄取をしてゐた。天下の進奉總額は毎年夥しく、藩鎮の任意に出る意味で安定性の少い收入ではあつたが現實の收入としては重要な地位を占めてゐた。宣索・進奉等は共に天子の内庫に入つてゐたが、その多くは内庫より國庫に移され中央政費に充てられてゐた。折估は内容の稍々變つた收入である。安史の亂以後の税法は錢額制の方向に進んで行つたが實際の徴收は布絹その他の農産物で折徴してゐた。その折徴は「市人を抑制し估價を賤通し」て不當安値で受取り、次に官より民に支出する時は「本價の外に於いて例しく一倍有餘を増す」高値で計算し、賤收貴出の差を儲けてゐた。折估とは元來は「他物への換算評價」と云ふ意味であるが、此の場合にはさうした折估を悪用した利鞘收入を指す。<sup>註</sup>つまり諸雜徴は何れもが法規外の收入であり、基礎も不安定であり乍ら綜合的に大きな財收となつてゐたものである。従つて改税前の中央の收入實績は正税と共にその他の一切の雜收入も見逃すべきでない。そこでそれら一切の前年度實收額を見るに、唐會要

卷七 轉運鹽鐵總叙の項に

大曆末。通天下之財而計其所入。總一千二百萬貫。而鹽利過半。

とて中央の全収入一千二百萬貫中、鹽利が過半を占めてゐたと云ひ、正税・雜徵等の収入は大約六百萬貫程度であつたことが知られる。尙右に云ふ「天下之財」が中央財政の意味であることは先に一言した如くである。尙權鹽は直接税とは常に別個に扱はれ兩税の前後を通じて逐年發達してゐたのであるから當面の考察對象から除く可きである。兩税の初年度徵收額は當初の豫定が錢額に換算して約一千三百萬貫前後、實績が一千五百萬貫前後であつたのであるから、前年度改稅前の實收に比して二倍以上乃至二倍半にも増加してゐたこととなる。かうした増額の中に前年度の實績が總て盛込まれてゐたことは勿論で、陸宣公の先掲「論兩税之弊須有釐革」の奏文中にも

大曆中非法賦斂。急備供軍・折估・宣索・進奉之類。既並收入兩稅矣。

とて前年度の収入は雜徵に至る迄新稅制の收入中に盛込まれたことを明言してゐる。然しかうした一切の収入を擧げて新稅額に盛込んだにしてもそれは新收入額の半額にも満たなかつたのであるから、新收入額は前年度の實績に依つたものとは云へない。然しさればとて此れを過去大曆十四箇年間の最高實績に據つたと見ることも困難である。或は地頭錢の如き正税を新設し或は非法の雜徵を逐次追設常制化して增收をはかつた最後の累積年收が漸く六百萬貫であつたのであるから、それ以前の収入が此れを越したとは考へ難く、況んや二倍餘にも達することがあつたとは絶対に考へられないのである。二倍餘への増額は兩稅制の上に立つ新財政構想に於いて第一に取上げられて居た筈の中央財政充實を實現する爲めの全く新たな增收分であつたと解す可きである。

### (ロ) 中央財政の増強

大曆十四年の中央収入六百萬貫は時價四貫の絹に換算して僅かに百五十萬匹、二貫の米(粟米)に換算して三百萬石にす

ぎぬ。中央財政の規模が如何に縮減してゐたかを知るに足らう。然もその少からぬ部分は基礎が不安定な非法の雜徴であつた。更に此れを全天下の推定収入額三千數百萬貫に比すればその數分一に過ぎず、中央費對地方費の割合は六百萬對約三千萬、即ち一對五程度となる。絶對額は勿論、對地方費の相對額に於いても如何に中央費が貧弱であつたかは思ひ半ばにすぎぬ。專賣收入の年額六百萬は此れを大きく補つてゐたわけであるが、それにしても總額千二百萬貫（絹三百萬匹・米六百萬石）は對地方費三分一強程度にすぎぬ<sup>註10</sup>。地方費が藩費を中心として不當に大きく膨脹し、正税の殆んどを占有して中央をして非法賦斂の止むなきに至らしめてゐた實情がよく窺はれる。中央財政の強化を覘ひとする稅財政の根本的改革が絶對必須の差迫つた要請となつてゐたことは客觀的に充分認められるであらう。昨改稅前の實績額六百萬貫より翌兩稅法初年度の豫定額千三百萬貫前後への倍増が過去の實績よりも改稅後の新財政政策に應ずる爲めの額であつたことは疑ひ無い。然らば此の豫定額は新財政需要の現實的數量に合せたものか、それともさうした實需を上廻る裕りを有つてゐたのか、此の點が問題となる。

冊府元龜<sup>卷五</sup> 一 邦計部・誣調門・貞元十三年三月の條の判度支蘇辨の上奏に依れば、當時地方の諸州内に保管せられてゐ

た中央度支所屬の米麥が貞元八年以前の徵收に係るもののみで三百八十萬石に達してゐたと云ふ。徳宗が驕藩討伐戰に失敗し財力涸竭して足掛六年の兵を収めたのは貞元元年で、此の年七月に度支が總管してゐた中央の財力はあと七旬を支へることさへ危ぶまれる程で、秋税の徵收迄持ちこたへられない窮狀に陥つてゐた。従つて貞元元年迄は勿論のこと、恐らく翌二年の收入も餘剰を残し得なかつたと考へられ、結局三百八十萬石の支出殘高は三年から八年迄の六年間に生じたものと解せられる。一年に平均して六十餘萬石となる。かうした地方留貯の米麥の外に中央附近に集積せられてゐた米麥も少くなかつた筈であり、更に餘財の蓄積は米麥と並んで重要な財用物件となつてゐた布絹や錢に就いても均衡的に行はれてゐた筈であ

るから、総合的に見た貞元初期の收支餘剩額は可成り大きなものであつたこととなる。その由因としては、一方に再舉に備へた徳宗の極端な節財蓄積が考へられる外、他方には兩税に併入した進奉・宣索等の存續註12による少からぬ額外收入、物價の下落による錢額制兩税法の自然増收、鹽利の好調等種々の要素が指摘せられるが、然しこれらの諸原因の底に在つて根本的な要因となつてゐたのは兩税法の覬註13ひとした中央財政強化の方針に従つて算定せられた正税の基本收入に已に若干の裕りが設けられてゐたことに在つたと見る可きであらう。兩税法以前と雖も大曆末年の鹽利は建中・貞元の利入に略々等しかつたし、又物價の昂低もあり、代宗の姑息主義で平和のこともあつたが、財政は常に窮迫して目前の彌縫に逐はれてゐたのが、兩税法以後は平和と共に忽ち相當の餘財を生じてゐるのは、明かに正税收入に於ける不足と裕りとの差が生んだ相違でなければならぬ。兩税の當初徵收豫定約千三百萬貫前後は別途の鹽利收入約六百萬と合して支用する時は、中央の經常支出をまかなつて尙相當の餘りある額であつたと推斷せられる。かく錢額千三百萬貫前後の中央費用徵收豫定額が過去の實績や新財政政策の經常支出豫定額等の何れを採つたものでもなく、それらを大きく越えて相當な裕りをもち十餘年にわたつて毎年大きな積立てを殘し得る程のものであつたとすれば、さうした中央費の新額は何を基準に算定せられたのか、依然として此れが疑問のままに残されて來る。此れを只中央財政強化の方針によつて漠然と定めた額と見るは當を得ない。又その説明を新税總額の限界に求めるのも妥當でない。問題點は民力の點から算定せられた新税總額の限界内に於いて中央費に振向けられたのが千三百萬貫前後の數であつた所以の説明になければならぬからである。

### (ハ) 地方費との振合

唐朝が藩鎮體制の上に朝權再興・地方抑壓の態勢を確立したのは大體憲宗の末年（八二〇）頃以後で憲宗畢生の努力の成

果によるものであつた。爾後咸通末（八七三）迄半世紀以上にわたり唐朝は安泰であつた。此の振朝抑藩の維持せられた期間の財政收支を概観するに左表に示す如くその總額は略々三千五百萬貫石の線を保ち、その振合は略々一對二、従つて地方

晚唐安定期税入額及び中央・地方費割合表<sup>註14</sup>

年 號	西 曆	歲入總額（權利共）	中 央 分		地 方 分		對 比	
			中央	地方	中央	地方		
開成二年	八三七年	三、五〇〇餘萬貫石	—	—	—	—	一	二
大中年間	八五〇頃	—	—	—	—	—	—	—
備 考	元和二年（八〇七）の歲入總額三五、一五一、二二八貫石 （比常年減三〇〇萬緡） 九二二萬緡							

二千三四百萬、中央千二百萬前後であつたことが知られる。尙此の表に就いては物價の面や貫石複合單位等に就いて論ず可き點が多いが後日に譲る。然し中央對地方費の割合が一對二となつてゐたことは略々此れによつて明かであらう。此の事實は中央費が總歲入の三分一、即ち地方費の二分一を得ておれば藩鎮體制の上に唐朝を安定せしめ得る稅財政體制であつたことを示す。かかる稅財政體制を得て尙且つ抑藩振朝を成し得ないとすればそれは財力の問題でなく軍事その他の事情によつてゐたと見て差支へない。翻つて建中元年の當初徵收豫定額の振分けを顧るに、中央費對地方費は錢額が九百五十餘萬と二千五十餘萬、米麥額が二百餘萬と四百餘萬で、正に一對二の割合となつて、長慶以後の割合と一致してゐる。果して然らば建中元年當初に設定した此の一對二の割合は抑藩振朝を意圖して調整せられたもので、不作意に生じた偶然的割合とは見る可きであるまい。但し尙細かな問題が残されてゐる。即ちそれは長慶以後の歲入統計は權利が組込まれてゐるのに對し、建中元年のそれは兩稅のみの收入であると云ふ點である。權利は悉く中央の收入に屬するから、此れを加へた中央の對地方

比は一層大となる。權利は前年に六百萬貫以上を収めており、それは建中元年に於いても大差無かつた筈である。米麥額を正しく時の錢額に換算することは出来ないが、先に推定した所に従ひ兩稅收入の中央費合計千三百萬前後、地方費合計二千八百萬前後の數に權利六百餘萬を加へた中央費對地方費の總額比は一千九百萬前後對二千八百萬前後、大約一對一・五となる。かくて一見中央財政の對地方比は長慶以後よりも高率に思はれるが、此の率は更に他の角度からの検討を必要とする。長慶以後は河朔三鎮以外に抗立の驕藩なく、殊に太和以後は三鎮以外悉く唐の兩稅法を遵奉してゐたのに反し、建中元年には自立抗拒の藩鎮が少くなかつた。それら諸藩の徵稅は悉く地方費に準じて扱ふ可きものである。従つてそれらを加算した地方費と中央費との割合は驕藩充滿の時勢に視て必ずしも長慶以後より中央費の率が高かつたとは云へないであらう。然しそれにしては兩稅收入の振合を中央費一、地方費二の割合に決定してゐたことは、藩鎮體制の上に中央政府の權威を再確立するには最低限度此の比率の中央費を確保することを立稅者たる楊炎がよく見通して調整したものであることを察知せしめるのである。而して比率調整の面のみから云へば必ずしも中央費増大のみに依る必要はなく、地方費の壓縮によつても目的を達成し得たわけであり、事實さうした試みも企てられたのであるが、藩鎮の抵抗が強く思ふに任せなかつたのである。加之、從來の實績たる六百萬貫は權勢の復興をはかる中央の財政規模としては明かに過少であつた。かくて地方費を削減することに重點をおかずして中央費の六百萬貫を一躍千三百萬貫前後に大増加したものと解せられるのである。

### (3) 地方費の算定

兩稅法創始の一大目的は振朝と共に抑藩を推進することに在つたのであるから、地方費算定に當つては當然此の方針が反映してゐたと考へられ、従つて前年度の實績とその抑制若しくは膨脹阻止の企圖及び中央費との振合調整等が算定の基礎と

なつてゐたと思はれる。

### (イ) 前年度改税前の収入実績

大曆十四年の地方費總収入の實績額は此れを傳へた史料が見出せない。然し調査が全然行はれなかつたのではない。陸宣公の「論兩稅之弊須有釐革」なる奏文中に

乃搜摘郡邑。劾驗簿書。每州各取大曆中一年科率錢數最多者。便爲兩稅定額。

と明記してゐる如く各州毎に簿書を驗め大曆十四箇年間の科率錢數(實徵歲額數)を調査したのであるから、大曆十四年の實績額も累計せられてゐた筈である。勿論、その範圍は恭順な藩鎮の管域に限られ、抗立の諸藩には手が出せなかつたであらう。天下四十數藩約三百州の中、乾元三年(七六〇)の戸口申報州は百六十九、貞元元年(七八五)の入貢州數は百五十と云はれてゐるが、かうした恭順な藩の諸州は勿論、激しく朝廷に對抗して自立態勢をとつてゐた特別強藩を除く外は出来るだけ調査を推行了したに相違なく、十一人の黜陟使派遣の目的の一部はかうした調査の推行を能ふ限り徹底せしめんとするに在つたものと思はれる。かく可能な範圍に於いて過去の徵收実績が調査せられてゐたとすれば、地方費の前年度実績は、天下を通じての總額は判らなかつたにしても、調査範圍内の累計が出てゐた筈で、此れが所傳を缺いてゐるのは甚だ遺憾であるが、それに對して或る程度の推測を試することは必ずしも不可能でない。

先に考説した如く大曆十四年の載籍課戸・不課戸併せて約百八十萬の土戸から推算せられる正税は大約二千七八百萬貫で、此れに極甚と云はれた額外・法外の追徴を加へて少くとも三千數百萬貫が大曆十四年の總徵收実績であつたと思はれる。末端官吏の恣意的な實徵は尙多かつたであらうが、少くとも中央や藩州の指令に従ひ簿籍を以て徵收した額は右の如く推算せ

られる。而して此の中の約六百萬貫は中央費に供上してゐたのであるから、地方費はこれを差引いた残り、恐らく三千萬貫前後であつたこととなる。翻つて翌兩稅初年度の徵收豫定地方費を見るに、錢額二千五十餘萬貫・米麥四百餘萬石で、その錢額換算は大略二千八百萬貫程度と推算せられる。兩年度の額數共に精確度の薄い推算ではあるが、兩者略々一致に近く大した差額が見出せないのは注目すべきで、此所に兩稅初年度の當初豫定地方費はほとんど昨年度の實績によつて算定せられ、略々その線に抑止せられたものであつたことが察知せられるのである。但し昨年度の各藩州の實績が地方費として最適の額と認められ、そのまま兩稅法下の新額高に採用せられたものであるかどうかは別に検討す可きである。

### (ロ) 藩財政の抑制

資治通鑑<sup>卷二</sup> 唐紀・建中元年二月丙申朔の條の黜陟使十一人派遣の記事に續いて

先是。魏博節度使田悅。事朝廷猶恭順。河北黜陟使洪經綸。不曉時務。聞悅軍七萬人。符下罷其四萬令還農。悅陽順命如符罷之。既而集罷者激怒曰。云云。

とて河北擔當の黜陟使が魏博の藩軍七萬中その四萬を裁減して歸農せしめんとした一件を記してゐる。魏博は天下最驕の藩として恐れられた所謂河朔三鎮の一で、特に勁強を以て鳴り、大唐代は勿論のこと五代の中頃迄事實上の獨立勢力を成し、藩帥は世襲か然らずんば藩將の迭立であつた。時の藩帥田悅は安祿山の驍將として名を馳せ、封を賊に受け、安・史滅亡後その封に居据つたまま歸參した田承嗣の子孫であり、その藩軍も安史の亂以來朝廷と攻争を繰返へした賊軍の流れを汲み、反朝廷意識の最も熾烈な頑將驕卒の徒を主力としてゐたが、故あつて當時は恭順を粧つてゐた所、此所に此の裁兵の命に接して遂に叛し、此れがきつかけで數年にわたる大動亂となり、最後に德宗側が屈して和を結んでゐる。兩稅の實施を推進監

當する役目の黜陟使が危険な驕藩に對し過半數の裁兵を命じたのは此の裁兵が兩稅の實施と大きく結びついてゐたことを示す。

兩稅法は德宗の抑藩振朝政策の重要な一部門として實施せられたものである。藩鎮跋扈の根本はその兵力に在り、その兵力を支へるものは財力であつた。抑藩の直接的効果的方法は兵力の削減に在り、兵力の削減は財政の壓縮に連る。藩費の大部分を注入してゐた兵力を削減せずして財政の壓縮を望むは不可能であり、又財政の壓縮を伴はぬ兵力の削減は再軍備への可能性を含ませ軍縮を一時的に終らしめる恐れがある。兩稅實施の中央側監督者たる黜陟使が軍政面たる裁兵を強制したのは兩稅實施の目的中に藩財政壓縮を含んでゐたからに相違なく、一黜陟使の恣意的處置であつたと單純に解す可きではあるまい。裁兵數を七萬中の四萬としたのは確かに過大で、そこに「不曉時務」と貶される個人的拙劣さがあつたが、その根底には朝廷の藩費壓縮の意圖を大きく實現せんと焦つた邀功馳利の官僚的本性が動いてゐたと見る可きである。藩鎮個々に就いて見ればそれぞれ程度の差はあつたであらうが、同じ中央側の官僚たる黜陟使に査定せられた地方財政はその大部分を占める藩費抑壓の方針をうけて多かれ少かれ過去の實績よりも抑制せられるか、少くとも膨脹阻止の舊額維持を押し付けたであらう。然し果斷な抑制は藩鎮の強力な反撃が考へられ、現に上述の如き魏博の舉兵から此れに呼應する反抗藩鎮の續出を促し遂に朝廷の屈服に迄發展してゐるのであるから、朝廷側の地方費抑制も總じて鮮明に表現せられたとは思はれない。雄驕の藩には或は全く手を加へ得なかつたであらう。大曆末の推定地方費と翌兩稅初年度當初の徵收豫定地方費とが大差ない數字であつたと推考せられるのも、折角の抑制方針が現實には藩鎮の實力に壓されて思ひ通りに推進出來ず、舊額の維持・膨脹阻止の線を殆んど出で得なかつた事實の反映ではないかと思はれる。<sup>註</sup>

## (ハ) 中央費との振合

抑藩に焦る中央政府として藩費の抑制はその熱望する所であつた筈であるが、現實の問題として大きな削減をなし得る力の無かつたことは魏博の抵抗を機とする大動亂の發展が實證してゐる所である。然し藩鎮體制の上に立つて安定を保持し得る最低限の實力關係を中央と地方との間に打樹てゐることは唐朝の保身上絶對に必要で、稅財制の面に於いても此れが實現に全力を傾ける可きであつた。魏博の藩軍削去は結果に於いては失敗であつたが、かうした唐朝の立場と行動の方向とを端的に示したものである。中央安定の實力關係の樹立が藩費の削減をその達成の一要素とし、唐朝としてもそれに留意し乍ら効果的實現の力なく、殆んど舊額の維持、一段の膨脹阻止より出で得なかつたとすれば、残された途は中央費の増大以外にならぬ。先に述べた如く中央費が倍額以上に躍増せられた所以の一はかうした地方費削減の實現困難に在つたと解せられる。幸にして此の躍増は民力の堪える所となつて此れに對する特別の反抗もなく實現せられた様である。若し此の躍増が不可能であつたならば、唐朝は早く衰亡の運命を辿るか、或は命運を賭しての地方費削減を斷行し抜く外なかつたであらう。反抗なくして中央費を所要の線に引上げ得たが故に地方費を舊額に据えおき、略々昨年度實績に據らしめるを得たのである。つまり中央費と地方費との振合は、手をつけ難い地方費をそのままとして中央費を調整したのであつて、振合の立場からする地方費の調整は唐朝の大いに望む所であつたにも拘らず殆んど手を加へられなかつたと解せられるのである。

## (4) 米麥額の算定

兩税は錢額錢納制を原則としてゐた。但し錢額制は長く嚴守せられたのに對し、錢納制は初めから固執せられることなく

折納制を大幅に採用してゐた。錢額錢納制が銅錢の流通發達と關係あることは否定出来ないが、然し此の銅錢の流通發達を過大視してそれが錢額錢納制の採用の唯一又は最大の要因であつたと見るのは正しくない。戸對象・資産對應賦課の原則に立ち、且つ量出制入の稅額決定方針をも取入れてゐた兩稅の賦課額は、戸により、又年によつて稅戶の賦額を異にし、又その賦額が整數でなく小額の端數を生ずることとなるので、さうした稅の負擔を定めるには單位の細かい錢が最も適し、かくて錢額制が立てられ、それに附隨して錢納制が原則化したのである。所が銅錢の流通は未だ各地各層に普及するに至つてゐなかつたので錢納原則の嚴守は初めから望み得可くもなく、かくて大幅な折納が認められてゐたわけである。折納品目は國家が必要とする一切の物に跨つてゐたが、就中大量に上つてゐたのは軍士の衣料及び貨幣的商品としての布絹、兵糧・吏米としての米麥等で、此れと俸錢として取立てる錢とが徵納物件の三大要素となつてゐた。かうした錢額制下の折納運營を知るならば建甲元年の中央費豫定額九百五十餘萬貫や實收額一千八十九萬餘貫乃至地方費豫定額二千五十餘萬貫等が何れも錢額であつて實錢のみではなく、米麥その他一切の折納を含めた納稅の錢價換算額であつたことは自ら明かであらう。而して此の錢額原則の下に於いて中央用徵收豫定二百餘萬、地方用四百餘萬の米麥石高を算定公示してゐるのは、一見、錢額原則に背反するが如くであるが、此れは實は最初の總錢額中より一部を米麥高に換算し、それだけ錢額を控除したにすぎないのであつて、やはり折納運營の一部であつたのである。つまり絹帛その他の一切の折納品に對しては折徵量を決定指示することなく、豫定錢額内に於いて適宜に融通せしめてゐたのに對し、米麥のみはその折徵量を決定指示し、その分だけの錢額を差引いて公示したわけで、此の米麥額はその徵收確保の最低基準を設けたものであつた。従つてそれ以上の折徵を錢額内に於いて適宜に増すことは許されてゐたのである。米麥のみに最低確保量を設定したのは、錢額その他種々の收支を清算した會計上の総合的な辻褄はたとへ完全に調合せられてゐても、一度び兵糧・吏米等の現物面に於いて些かでも不足を來せば國

家は忽ち重大な危機に陥るからである。米麥額の地方用四百餘萬石・中央用二百萬石は國家がその存在の爲めに最低必須の量と考へられたものである。然らば此の最低必要額の算定は如何なる基準によつてゐたであらうか。

### (1) 中央用二百餘萬石の算定

陸宣公奏議全集<sup>卷四</sup> 均節賦稅恤百姓第二條「請兩稅以布帛爲額不計錢數」の一節に

且經費之大。其流有三。軍食一也。軍衣二也。内外官月俸及諸色資課三也。云云。

とある如く國費の最大部分を占めてゐたのは軍食・軍衣・俸給の三者であつた。中央用米麥量の算定にかうした軍食量の確保が最も大きく考慮せられてゐたことは云ふ迄もあるまい。資通通鑑<sup>卷二</sup> 唐紀・建中元年末の條には此の年の籍兵數を七十六萬八千餘人とある。大約七十七萬である。一兵一日の給食糧は米二升（我が約八合）であつたのであるから一年（陰曆）に七石二斗となり、七十七萬の兵食糧は年間にして大約五百五十五萬石となる。内外合せて六百餘萬石の米麥が兵食の確保を最大の基準にして算定せられた徵收確保最低量であつたことは此の數字關係を一見して明かであらう。そこで中央二百餘萬石を中央支養の軍隊との關係に於いて考察して見る。

當時の制度では藩軍の支養は一切藩費によることとなつてゐた。然し邊境の諸藩、特に西北邊の諸藩は吐蕃・回紇等の侵略から京師を防衛する任務を帯び、さうした國家的要請に應ずる爲め、中央から特派せられた屯駐兵の外に藩の財力を超えた兵力を擁しており、かうした屯駐兵や超過藩兵分に就いては中央度支がその支養に當つてゐた。かうした度支支養の兵數は陸宣公奏議<sup>卷三</sup> 請減京東水運收脚價於沿邊州鎮儲蓄軍糧事宜狀によれば

今陛下廣徵甲兵。分守城鎮。除所在營田稅畝自供之外。仰給於度支者。尙八九萬人。

とて八九萬人であつたと云ふ。貞元十年頃の數である。此の外に京城及びその周邊から西北邊に至る要地に分駐する内外神策軍等の朝廷直轄の禁軍があつて此れ亦十萬足らずに達してゐたと推定せられ、先の八九萬と合せて度支補給の兵數は合計十七、八萬にも上つてゐたと推測せられ、従つてその兵食は年間百二十萬石前後を要したと思はれる。又資治通鑑 卷二 唐紀・貞元三年七月の條に德宗に對へた李泌の言を載せて

今歲徵關東卒戍京西者十七萬人。計歲食粟二百四萬斛。今粟每斗直百五十。爲錢三百六萬緡。

とてやはり中央支養の兵士が十七萬人を算し、その兵食は粟二百四萬石、米にして百二十二萬四千石（一人一日二升の割合）を要したとある。尙右記事は一見十七萬人が悉く關東から移動した兵なるかの如き記述であるが、實際は移駐兵を加へて中央支養の軍が十七萬との意味に解す可きであらう。註17十七萬もの大移駐は容易なことではない。又粟價が非常に高いが、此れは建中元年以來數年にわたる大動亂の收束後間がなかつたからである。貞元三年から十年にかけての中央支養軍が大體十七萬人であつたとすればその六七年前の建中元年も大差なくその所要兵食は大約百二、三十萬石であつたと見て大過無いであらう。

唐代には萬を越す官僚があつたが、大部分は幕職・州縣官等の在地方官で、藩鎮時代には地方費でまかなはれ、度支が支養するのは主として在畿内の文武官約二千八百人であつた。註18その厨料食米は官給であつたが、その所要量は判らないにしても決して巨額であつたとは思はれない。

以上の如く考察すると兵食・吏食等の確保最低量は百數十萬石程度と考へられ、二百萬石は最低必要量を數十萬石上廻つてゐたこととなる。勿論、中央費として支出を要する米麥の用途は諸方面に跨つて少くなかつた。その二三例をあげると、食出界糧・惠民賑恤・監院場務費等が主なるものである。驕藩や亂賊の平定或は外寇の防禦等には禁軍の外に他藩の兵をも

動員したが、かうした場合、禁軍の戦費は勿論、管外に出境した藩兵の費用も悉く中央の負擔で、その待遇は平時の數倍であつたと云ふ。此れが所謂食出界糧である。戦亂・饑饉等の災厄に苦しむ民戸は賑恤し、流亡窮食の徒は出来るだけ惠まねばならぬ。監院場務の官はたとへ地方に在つても中央の直接給與である。但しそれは多く現業的な官でそれぞれの財源もち適當に給與せられてゐたので、中央が特に考慮を必要としたのは食出界糧や惠民賑恤の爲めの貯備米麥であつた。然しそれらは例年の恒常支出ではなく、従つて確保絶対のぎりぎり最低限の中に入る可きものではない。兵食・吏食のぎりぎり用米は百數十萬石にすぎない。中央權力の強化の爲めには食出界糧や惠賑糧等の貯備を一日も早く一粒でも多く積み上げて行く必要があるが、それは錢額税や權利の餘裕を以て徐々に蓄藏するも目前に甚しい支障を來すものではない。然るにぎりぎりの徵收米麥量として公示したものが現實にぎりぎりの線を遙かに越したものとすれば、それは明かに此の兩税の創始が現狀に満足するものでは無く、中央權力の強化を促進せんとしてゐたものであると云はねばならぬ。恐らくかうした裕りある最低確保米麥量の設定を以て一方には非常用米麥の蓄藏を増すと共に他方には禁軍の強化をはかる等、中央權力の強化に必要な政策の推進を考へてゐたのであらう。事實、徳宗の禁軍強化と蓄財とは見る可きものがあつた。禁軍の強化は唐代軍制史上の一大問題として專考せらる可きものである。蓄財に就いては先に述べた判度支蘇辨の上疏に貞元の初め頃毎年六十七萬石程度の米麥支出殘高を地方に貯積してゐたとある一例にその適證を見る。憲宗の藩鎮彈壓の偉業は實に此の蓄積と禁軍の強化とに負ふ所が多かつたのである。兩税法に於ける中央費の算定が中央財政の増強を一大要素としてゐたことはかうした中央用米麥確保量の算定中に明白に見出されるのである。

(ロ) 地方用四百餘萬石の算定

建中元年の天下籍兵總數は大約七十七萬、その中の約十七萬が中央支養の兵であつたのであるから、地方軍は六十萬、そのうち若干の州兵を除き殆んどが藩兵であつた。一兵一年の給食量七石二斗として六十萬の籍兵に要する米麥は四百三十二萬石となり、それは地方用徴收豫定額として示された四百餘萬石を殆んど一割近くも上廻ることとなる。即ち中央政府の公定基準食糧四百餘萬石を以てしては現有籍兵の支養さへ出來ない勘定となり、一見、非常な無理があつた様に思はれるのである。所で當時の藩軍構成内容を見るに、正規の職業兵士たる官健の外に民兵たる團結兵と私兵とがあつた。私兵は藩帥個人の養兵で籍兵外の者であるが、團結兵は正式に兵籍に入る可きものであり、然も平時は野に在つて緩急に應召し、在營期間中のみ食糧を給せられる民兵であつた。その數は官健に比すれば勿論少かつたが、然し總數は決して少いものではなかつた。大體官健の半數、多くも三分二程度以下であつたと推測せられる。團結兵の給食量は遙かに少くて濟む。従つてかうした民兵の相當率の混在を考へるならば、四百餘萬石の枠内で六十萬の兵を養ふことも必ずしも不可能ではなかつたと云へよう。然し中央軍の場合と比較して頗る切詰めたものであつただけは紛れない。四百餘萬石の枠の設定には藩兵削減、少くとも膨脹阻止の意圖が含まれてゐたと見て誤りあるまい。先述の如く河北の黜陟使が魏博節度使の兵力七萬を三萬に迄裁減せしめんとして大事を招いてゐるのは紛れもなく中央の裁兵意圖が識暗の彼によつて過度に實行せられたものに外なるまい。つまり四百餘萬石の米麥量は藩州の籍兵數を勘案し、それを抑制壓縮若しくは現狀釘付けにせんとする意圖を加へて算定したものと考へられるのである。

籍兵數は現實の全兵數ではない。唐朝に拮抗してその戸口・兵數を申告せぬ藩の兵力は加算せられてゐなかつたと思はれ

る。最大驕藩たる盧龍・成德・魏博の所謂河朔三鎮と平盧との四藩の現有兵力のみでも四十萬前後を算してゐたと推定せられる。天下全兵力は優に百萬を越してゐたであらう。又籍兵の外に私かに強大な兵を養つてゐる藩も少くなかつた。額外の官健・團結や外人部隊或は私兵等がそれで、幽州盧龍藩が建中四年十月境外に繰出した六萬數千の兵力中には回紇兵三千人、私兵萬餘人が居たと云ふ<sup>註19</sup>。朝廷に拮抗し、又は拮抗するに足る勢力の養成に専念する藩鎮が極端な軍擴を行ひ、財收の大部分を軍費に投入して所謂足兵足食主義を採つてゐたことは周知の如くである。兵額を定め籍兵數を公示したのはかうした軍擴に一應の枠を設けんとしたものであり、地方用米麥四百餘萬石の額を公示したのは、兵額の決定を更に糧食の面からも確保たらしめ、以て軍擴防止の態勢を強化せんとしたものであらう。

安史の亂以後數州或は十餘州、多きは二三十州を領して自己の勢力擴大に精進し、日一日と税を増徴して軍擴を續けてゐた驕藩がその擴勢に止めを刺すが如き建中元年の兵額・税額を規定通り直ちに遵奉する筈はなく、額外の養兵・額外の徵税は凡ゆる手段を盡して續行せられてゐた。即ち建中元年の税額・兵額の公示は必ずしも即効を顯著に齎したものでなく、寧ろ魏博等の反抗戰亂によつて殆んど無効に歸せられた觀さへある。然しだから此の税額・兵額の公示が無意味であつたとは云へない。かうした額の決定は此の額を無視する藩鎮を取締る合法的根據を中央政府に與へることとなる。即ち弱小藩鎮より逐次此の枠を守らしめ、中央の實力の伸張に従つてそれを強大藩に推し及ぼし、次第によつては驕藩に鐵鎚を加へる大義名分の根據となる。枠の設定のねらひは此所に在つたと解せられる。

以上を要するに、中央用米麥二百餘萬石の數字は現在の年間消費量を基礎として此れに中央權力強化の爲めの調整を加へて算定したものであり、地方用四百餘萬石は逆に抑制的調整を加へて算定したものであつて、かうした調整の數字を二百萬と四百萬としたのは中央費一對地方費二の新財政方針によつてゐたのである。

### Ⅲ 税額の配分と税戸の負擔の増減

兩税の總額とその内譯及びそれらの算定に次いで大きな問題となるのは總税額の地區別及び戸別配分である。中央費・地方費の別や徵收物件の相違は此の考察に於いては關係のないこと云ふ迄もない。それらは納税者側に取つては結局同じ負擔であつたからである。

#### (1) 税額の配分

兩税總額は州を基礎單位として地域的配分が行はれ、然る後ち各州内で戸別配分が行はれてゐた。よつて此の順序に税額の配分を考説する。

#### (1) 税額の州別配分

先に述べた如く、建中元年、新立定の税財政政策に基き量出制入の兩税法新原則に則つて打出した所要歲入額は前年度の實收を遙かに越えてゐた爲め、此の著増總額を調へる便法として大曆十四箇年間に於ける各州の最高徵收額を採つてその州の兩税額とし、その累計を以て天下の兩税總額とすることとし、かくて所要額徵收可能の見込をつけた。即ち兩税總額の地區的配分は先づ州單位に決定せられたわけである。當時の地方行政區劃は道（藩）を最高とし、道の下を州、州の下を縣とし、縣が最下の基礎的行政單位となつてゐた。従つて最高最下の行政單位を取り上げずしてその中間の州を税額配分の基礎とした理由が先づ解明せられなければならぬ。

道は州を單位として二州以上を統轄する形をとり、地方最高の行政區劃として重きをなしてゐたが、安史の亂最中に非常處置として列置せられたもので、建中以前は未だその領州が安定せず、異動改編が激しく行はれ、時には道そのものの置廢さへあつた。道の領州の安定は建中以後のことである。従つてもし道單位に税額を配分した場合、頻繁な領州の移動増減毎に必ず問題を生ずる恐れがあつた。税額の配分が州を單位とし、道額は州額の累計で自動的に決定する方法を採つた所以は此所に在つたと思はれる。

州は若干の縣より成る。州縣は國初以來の久しい制度で、餘程の事情がない限りその異動改編は無く、頗る安定してゐた。縣の範圍は一般的に狭く、水旱や寇亂・秕政等による全縣的な衰退や逆の充實等が起り易く、縣内民力の一時的變化が比較的著しかつた。従つて縣單位の税額配分はその額高の修正が毎年頻繁煩雜となる恐れが多かつた。一州民力の變化は比較的小く、州下一二縣の稅收減少は管下他縣の増徴で相補ふことが出來、煩雜な補正の必要が少かつた。管内諸縣相補による州額の維持は文獻にその例が傳へられてゐる。最下の行政單位たる縣を税額配分の基礎單位としなかつた所以は此所に在つたと解せられる。つまり州を地方行政の中心とする國初以來の方針が未だ強く殘存して居た爲めであつて、此れが後年に降るに従ひ道中心主義に移つて行くのである。兩税と道州縣との關係は別に兩税四分制の問題として更めて詳考するので此所には以上の程度に止めるが、要するに税額の地方配分は州を單位として決定し、道額は州額の累計で自動的に決定し、縣額は州額を適當に配分してゐたのである。

かうした重大な州額の最初の決定が稅收の頗る不安定であつた大曆十四箇年間の最高實績をそのまま採用する方法に依つた爲め諸州間の負擔に大きな不公平を生じたことは先に述べた如くである。此の點を指摘した先掲陸贄の上奏文の他の一節には此の不公平を是正する爲め、「每道の兩稅判官を京師に集め、度支と共に戶數・土質の沃瘠・物産の多少等を勘按して諸

道相互間の負擔を均衡にし、更に藩帥たる觀察使をして道内諸州相互間の均衡を調整せしめ、上下一貫して皆均平ならしめる」必要ありと論じてゐる。當初決定の州額の不公平が長く尾を引いてゐたこと、州單位が漸く道制中心に論ぜられんとしつつあつたこと等を知るに足る。最も精確公平な配分方法は、先づ天下の擔稅戶數と各戶の資産とを精細に調査してそれらを綜合した各縣州道の擔稅力の比を割出し、それに應じて所要の總稅額を按分配當するに在つた筈である。然し民力の調査は必ず官吏の恣横不正と民心の不安動搖とを伴ひ、安定した中央集權國家と雖も概ね失敗に終つた歴史を有つ難事業であつた。稅制改革には必ずつきものの反動を防ぐ意味で弱體國家は巧遲よりも或る程度の拙速に出る必要があつた。兩稅法が正月に宣布せられて六月限の夏稅には已に新稅法による徵收が實施せられてゐるのは拙速主義であつたことを示す。最良の公平な方法を措いて、頗る不公平な結果を招くこと明かな稅制紊亂時代の最高實績を新稅額とするが如き便法を採用したのも、蓋し客觀情勢上止むを得なかつたものと云へる。

#### (ロ) 稅額の戶別配分

稅額の戶別配分は戶產對應の大原則によつて行はれた。天下三百八萬餘の載籍戶數のうち、無產無稅の客戶約百三十萬を除き、有產擔稅の土戶（主戶）は約百八十萬であつた。彼等稅戶はその丁産を約して等第を定め此れを錢額數に評價換算して均率に擔稅せしめられる規定であつた。稅戶の大部分は農民であつたが、農民はその住宅一戶と一牛とは資産評定の埒外註30におかれ、従つて實際は田畝の土質と畝數とに應じて課稅せられ、農村の兩稅は事實上の田稅であつた。建中元年の載籍田畝は百十餘萬頃で、それが土戶・客戶に耕作せられてゐたのであるから、國民一戶當りに割ると僅かに三十五畝餘となる。天寶末年頃の一戶當り田畝は杜佑に依れば七十畝平均と推定せられてゐるから、正にその半ばに減じたわけである。蓋し天

寶以前は丁對象の租庸調が税の主體をなしてゐた爲め隱丁の風が盛行し、兩税法は戶對象・田畝數對應の課税であつた爲め隱田註1が盛んとなつたのである。都市内の商工民は邸店・爐冶・屋宇・地所等の綜合評價の上に課税せられ、居處不定の客商は後ちの商稅的な税を課せられてゐた。註2

商稅的課税を受ける客商は別として、定住の農工商土戶が割付けられる税額は天下を連して公平たる可きものである。然し實際には州別配分が甚しく不公平となつてゐたのであるから、州による税戶の負擔差があるを免れなかつた筈である。載籍税戶百八十萬は天下の實在有産戶の數分一にすぎず、他は漏籍戶となつてゐたので、末端の徵税に於いて時にそれら漏籍戶に分擔せしめることが行はれてゐたかとも思はれるが、税戶の州による擔税差は陸宣公の改革論に見る如く現實に相當著しかつたのである。

## (2) 税負擔の増減

兩税の税負擔が從來の負擔に比して増減その何れに在つたかは兩税の税額が從來の税額に比して増減その何れに在つたかを知れば自ら明かとなる可き筈のものであり、従つて問題の解決も容易で、已に兩税額が従前の税額に比して増加せられてゐることが明かにせられた現在として解決済みの問題と見て差支へない様にさへ思はれる。然し乍ら冊府元龜卷四 邦計部八八・賦税門・建中元年二月の條に兩税法の成果を讃えて「賦不加斂而増入」とて賦課額を増さずして收入の増大を來したとある記事に接する時、總税額増加の一事を以て直ちに税負擔の増加を結論することは差控へて慎重に此の問題を検討す可き必要が感ぜられる。

(イ) 總負擔及び地區負擔の増加

内外共せて錢額三千餘萬貫・米麥額六百餘萬石の兩稅總額は從來の正稅の外に供軍・折估・宣索・進奉その他の中央・地方機關の一切の徵求を含んだものである。此所に從來の臨時的・非合法的徵求は一切正稅に繰込まれて合法化し常制化したわけで、先掲陸宣公の奏議に「此乃採非法之權。令以爲經制」とある所以であるが、然し非法の徵收にせよそれが國民の懷から出されてゐた以上、新に正稅化したとしても現實には負擔の増加にはならない。兩稅總額の負擔増加はかうした非合法稅の合法化からは齎されず、寧ろ州別稅額の決定方法から齎されてゐたのである。即ち各州の兩稅額は民戶の擔稅力を考慮する意味で過去の實績を採入れたが、それは前年度の額でもなければ過去一定年數の平均でもなく、稅制不安定時代の大曆十四箇年間に於ける最高年額であつて、その結果は殆んど各州の稅額を増し、従つて州額を分擔する縣額も、又州額の累計たる道額・天下總額も一樣に増加したのである。その増加總額の明確な數字は所傳がないが、大曆十四年度の全稅收額が大概略三千四五百萬貫前後と推算せられ、翌建中元年の豫定徵收額が錢額にして四千二百萬貫前後に換算せられるから、その差額七、八百萬貫が増加分であつたこととなる。漠然たる推算ではあるが大體を察する參考とはならぬ。所で中央費の收入に就いては明傳があり、大曆十四年は六百萬貫、建中元年の當初徵收豫定は錢額にして千三百數十萬貫程度に換算せられるから、中央費の新稅財制による增收豫定は約七、八百萬貫となる。そして此の數字は全增收額として算出せられた上述の七、八百萬貫と略々一致する。此のことは新稅財制による增收が悉く中央財政の強化に振向けられ、地方財政は現狀維持に抑へられたことを意味するものに外ならぬ。新稅財制が専ら中央財政の強化・地方財政の抑制をはかつたものであることは先に稅額算定の條に於いて評論した所であるが、此所にその成果の内容が一層明確になつたことを覺えるのである。

## (口) 税戸の戸別平均負擔額の不増加

兩税法の施行によつて天下の總稅額・道州縣別の稅負擔額が何れも増加した以上、國民の稅負擔が増加したのは當然で、税戸の戸別平均負擔も當然増加したと考へられて然る可きであるにも抱らず、史書には已述の如く、兩税法の成果を讃へて、「賦不加斂而増入」とあり、尙その他の成果により「天下便之」としたとも記してゐて、税入總額の増加は「増入」と認め乍ら、戸別稅額の負擔は「賦不加斂」として否定してゐるのである。果して右の否定の如く戸別稅額は増加しなかつたか。若し増加しなかつたとすれば總稅額増加の下に於いて何故かかることが有り得たか等が考究せらる可き問題となる。よつて先づ改稅前後に於ける戸別稅額の平均より比較する。

大曆末年の完全税戸たる課戸が負擔してゐた正稅は租庸調・戸稅・地稅・地頭錢等であつた。先に述べた所に従ひ、一戸の課丁一人半、戸稅五百五十文餘、一戸の載籍所有田畝六十餘畝(百八十萬戸の田が百十萬頃)を平均と見てその負擔額を算出すると、租米一石八斗・稅米七斗二升、庸調絹三匹・綿四兩半、稅錢・地頭錢約千五百文(稅錢五百五十餘文・地頭錢九百餘文)となる。此れを同じく先述の市價によつて錢額に換算すると大約十九貫五百文近くとなる。此の外に最低二割を下らずと推定せられる雜徵・額外徵收があり、軽く二割と抑へ目に見て三貫九百文相當となり、正額と合した總負擔は二十三貫四百文となる。一應かうした數字を計出して次に兩税法の一戸平均負擔を見るに、錢額三千餘萬貫・米麥額六百餘萬石を百八十萬の土戸(主戸)が擔つてゐたのであるから、一戸當り錢額約十六貫七百文、米麥額三石三斗餘となり、米麥を米一色と假定して錢額に換算するに六貫六百文となり、主戸の平均負擔額二十三貫三百餘文となる。即ち大曆末の舊稅制下の課戸と翌兩税法下の課戸との平均負擔額は大差ないものと推算せられるのである。確實な推算數字ではないが、とにかく

く冊府元龜の「賦不加斂」が文學的修飾でなく史實であつたことを證する有力な參考となることは認められるであらう。然らば一稅戸の平均負擔額が増すことなくして何故財入總額を増加したのか、此所に新たな疑問が生れて来る。

大曆末の民戸は無産不擔稅の客戸と有産擔稅の土戸とに分けられ、更に土戸は完全稅戸の課戸と不完全稅戸の不課戸とに分けられてゐた。課戸は一切の正稅を擔ひ、不課戸は戶稅・地稅・地頭錢のみを負擔し租庸調を免除せられてゐた。従つて不課戸の一户平均稅負擔は戶稅五百五十文餘、地頭錢九百文餘、地稅米七斗二升で、錢額に換算通計して大約二貫九百文となり、課戸や兩稅戸に比して頗る輕少であつた。尤も此の外に徵收せられてゐた諸雜徵の負擔は、課戸と變りなかつたわけであるから、それを加へると約七貫足らずの計算となる。課戸・不課戸の制は租庸調の下に生れたもので、不課戸は此れを免除せられた特典的な不完全稅戸であ

建中兩統前後一土戸平均正稅負擔額比較

備考	兩稅戸	土戸制		稅件		米 (麥)	額	絹綿額	庸調	錢額通算
		戶	稅	地頭錢	租					
大曆中の負擔には正稅の外に少くとも毎戸約四貫平均と推算せられる雜徵あり。	約一六七〇文	約五五〇文	約五五〇文	約九〇〇文	〇	約〇、七二石	〇	絹約三匹 綿約四、五兩	約二、九貫	約二、三貫
		約五五〇文	約九〇〇文	約一、八石	約〇、七二石	約〇、七二石				
	約一六七〇文	米麥	約三、三三石							

米一石二貫、絹一匹四貫、綿一兩二〇〇文、米麥は米一色として換算。

つた。天寶末年には全土戸數の四割、乾元三年には六割にも達してゐたが、租庸調制廢止直前の大曆末年には減じて百八十万土戸中の三割にも満たぬ約五十萬戸となつてゐた。完全稅戸の課戸は百三十萬戸あつたわけである。兩稅法が施かれ租庸

調制が廢止せられると共に課戸・不課戸の制も消滅し、此れ迄の不完全稅戶は他の土戸と共に一律に完全稅戶とせられることとなつた。<sup>註五</sup>従つて課戸より兩稅戶となつた土戸の負擔の重さは變らなかつたとしても、不課戸より兩稅戶となつた土戸の負擔は大きく増加したわけで、その一戸の平均増加額は此れ迄の課戸と不課戸との平均負擔差額たる十六貫五百文ばかりであつたこととなる。従つて不課戸五十萬の兩稅戶化による納稅の増加總額は大約八百二、三十萬貫程度であつたと計出せられる。兩稅戶百八十萬の中、百三十萬は課戸、五十萬は不課戸を承け繼いだものであり、百三十萬課戸の各戸別稅額は増加せず、従つてそれからの歲入増加も無かつたとすれば、兩稅法による收入増加は此の不課戸の負擔増加の總額たる八百二、三十萬貫であつたと見なければならぬこととなる。翻つて先に推算した兩稅の歲入増加額を顧るに、徵收豫定額に於いて七百數十萬貫、實績額に於いて此れより百五十萬貫増加の約九百萬貫程度で、略々右の不課戸の負擔増加總額に當ることとなる。然も此の増加分は悉く中央の收入に充當せられてゐた。従つて兩稅法の財政的に見た最終的具體的成果は不課土戸約五十萬の不課特權を削つて兩稅法下の完全稅戶に編入し、それによつて八百萬貫前後の歲入増加を擧げ、それを悉く中央の收入として中央財政の強化に資するを得たと云ふことになる。つまり「賦不加斂」と云ふは完全稅戶たる課戸と兩稅戶との一戸當り平均負擔稅額の比較に於いてのことであつて、此の外に兩稅以前には特典的な不完全稅戶の不課戸五十萬があり、此れらは特別輕少な稅負擔から平等な兩稅戶に引直された結果負擔額を著増し、その増加總計が八百萬貫前後に達し、所謂「増入」を來したと見得るのである。かく總括的に見た場合、兩稅法による歲入の増加分は不課戸の稅額増加によつて補はれたことになるが、然し此れを個々の場合に就いて見直せば必ずしも實際に此の通りであつたとは云へない。兩稅總額の州別配分が既述の如く必ずしも州の負擔力に均衡した公平なもので無かつた爲め、州によつて此れ迄も負擔の重かつた課戸が更に稅額を増した所もあれば、又負擔の輕かつた不課戸でさへ大して稅額の増加しなかつた所もあつたであらう。課戸の「不加

「不加斂」は總括的又は平均的に見た場合に限られ、個々の税戸に就いては可成り著しい凹凸があつたと考へられるのである。尙「不加斂」に就いて更に一言加へておかなければならぬのは、兩税法が「不加斂」であつたと云ひ得るのはそれが規定の如く運営せられてゐたことを前提としてのことであるが、實際は早くから規定を破つた運営に陥り、税負擔を増加してゐたと云ふことである。陸宣公の「論兩税之弊須有釐革」の一節に、宣索・折估・進獻その他の非法賦斂は「既並收入兩稅矣」たにも拘らず「今於兩稅之外。非法之事復又並存」と指摘し、更に他の一節に於いて、「正稅外の徵收日に長じ大曆に至つて極甚に達し、兩稅は此の極甚の數をとつてその正額としたにも拘らず、それらの別徵は復もや數外に徵收せられてゐる」と指摘してゐる如く、非法賦斂は忽ち復活してゐた。蓋し兩税法の施行に絡んで勃發し足掛け六年も續いた大動亂の爲め、國家財政極度に窮迫し、危急の前に税法の規定を固執し得なかつたことに由る。加ふるに兩税法の施行を根本的原因として急速に進展した錢重貨輕、即ち物價の大低落は錢額制の兩税をして同じ錢額の下に實質的負擔を著増し、かくて陸宣公が「比大曆極甚之數。殆將再益其倍」と指摘してゐる如く、貞元十年頃には二倍以上の負擔加重となつてゐた。然しかうした施行後兩税法の運営や推移に就いては別に章項を更めて考察する。

以上、本稿に論述した所を要するに、楊炎兩税法の初年度徵收豫定稅額たる内外共せて錢額三千餘萬貫・米麥額六百餘萬石は總錢額に換算して四千餘萬貫に當り、昨年の推定稅收額に比して八百萬前後の増加であつたと推測せられる。此の額は昨年の正稅收入と非法雜徵の收入とを合算し、それに中央政權の對藩強化に必要とする最低限の中央增收分を勘案して算定したもので、兩稅の增收分約八百萬前後の稅入は悉く中央收入に充てられた。此の新稅額を配分する方法として、拙速を採る必要から、州を基準單位に採り上げ、各州の過去十四年間（大曆甲）に於ける實收歲額中の最高額を以てその州の兩稅額とした。此の爲め兩稅額は天下・道・州・縣何れも増大を來したが、此の兩税法下の稅戸たる土戸（主戸）の一戸平均擔稅

額は兩税法以前の完全税戸たる課戸の平均擔稅額に比して必ずしも増大を來さなかつた。兩税法以前には完全税戸たる百三十萬の課戸の外に、平均擔稅額の極めて少い不完全税戸たる不課戸が五十萬も居り、それが新原則の兩税法の下に一律に完全税戸化してその平均負擔額を著増し、その總増加分は兩税法創施による總稅額の増加分を充すに足るものであつた爲め、完全税戸の増税なくして税入總額の増大をなし得たのである。而して此の増加分は悉く中央政權強化の財源に充當せられたのであるから、形式的に見た兩税は不課戸五十萬の特權を奪ひそれによつて生じた増入を以て中央財政を強化したものであるとも云ふことが出来る。

## 註

- 1 建中元年の粟米價及び絹價に就いては東洋史學第十二輯以後連載の拙稿「兩税法と物價」参照。
- 2 東洋史學第九輯所載の拙稿「大唐租調惑疑」第一章參照。
- 3 西日本史學第九輯所載の拙稿「米」參照。
- 4 冊府元龜卷四邦計部・戶籍門・元和二年十二月の條の李吉甫等撰の元和國計簿の記事に依れば、天下の方鎮四九・州府二九五・縣一四五三、その中の一五道七一州は戶口不申報とあるが、通典卷七歷代盛衰戶口の項には安史の亂の耐な乾元三年の戶口申報州一六九とあり、資治通鑑卷三唐紀・貞元元年十二月甲戌の條には此の年の入貢州數凡そ百五十とある。安史の亂後の州數が約三百、戶口申報或は中央への納稅州が安史の亂より德宗の初め頃迄は約半分の百五十州餘りであつたことが知られる。
- 5 天寶前と以後との戶稅の率を同視するのは必ずしも適切でない
- 6 地頭青苗錢に就いては諸傳區々たるの觀があるが、未だ精査してゐないので、一應十五文の傳に従つておいた。勿論今後の補正を要する問題である。
- 7 課戸・不課戸・土戸・稅戸・客戶等に就いては「楊炎の兩税法に於ける擔稅戸・不擔稅戸の問題」と題して研究しており、更に課戸・不課戸に就いては「唐代戶丁の課不課に就いて」と題して詳考しており、何れも機を得れば發表するつもりである。
- 8 冊府元龜卷四邦計部・賦稅門・建中元年の條所載。
- 9 以上諸雜徴のことは主として陸宣公の先掲「論兩稅之弊須有釐革」なる奏文によりつつ若干の補説を加へたものである。
- 10 藩鎮の中には唐朝の支配外に立ち稅財政の面でも完全に獨立してゐるものが少くなかつたのであるから、實際の比は地方が更に

ずつと大きくなつてゐた筈である。

11 徳宗の蓄財に就いては新唐書・食貨志<sup>二</sup>賦税の項に「帝屬意衆斂。」とあり、又「益爲天子積私財而生民重困」とある。

12 此のことに就いては後文に言及する。

13 此のこゝと又後文に言及するが、詳細は前出の「兩税と物價」參照。

14 表の詳細に就いては別に財政史の面から扱ひたい考へである。

15 前章註4參照

16 冊府元龜<sup>卷八</sup>邦計部・賦税門・建中元年正月の兩税法施行宣示の制文中に

其軍府支計等數。准大曆十四年八月七日勅處分。

とあつて軍府の財政に就いて何らかの制約を意味する勅が徳宗即位後間もない大曆十四年の八月に發布せられており、その内容は全く判らないが、軍府とは藩鎮や州兵をもつ州府をさし、或はその支計財數の膨脹を制止した勅ではあるまいか。此の勅によつて處分せられた兩税初年度の藩州の支出が殆んど大曆十四年の額數と變りないのは、少くとも此の勅の一部にさうした制約が含まれてゐたのではないかとの推想を抱かしめる。

17 安史の亂以後に於ける關内邊境の守備には初め諸道から移駐した兵が重要な地位を占め、所謂防秋兵として毎年往來屯駐してゐ

たが、次第にこれを現地常駐部隊に置き換へ、此の増置の現地常駐部隊を中央の度支で支養してゐる。詳細は拙著「支那中世の軍閥」參照。

18 新唐書・食貨<sup>五</sup>俸祿の條に畿内の官數をあげて大曆年間が文官一、八五四人・武官九四二人、計二、七九六人、建中三年が文官一、八九二人・武官八九六人、計二、七八八人とある。

19 資治通鑑<sup>卷二九</sup>唐紀・同年月の條による。

20 唐會要<sup>卷六</sup>租稅・建中元年正月の敕文中に「約丁產定等第均率作年支兩稅」とあり、二月の條請中に「定等第錢數多少爲夏秋兩稅」とあり、又「計人產等級爲兩稅法」とある。

21 課稅が丁對象・均額賦課から戸對象・資産對應賦課に移つたのは租庸調から兩稅法への推移の最大特色であるが、然し戸對象・資産對應の課稅法は兩稅法を俟つて突如出來上つたのではなく、その前から徐々に進行し兩稅法に於いて完成したのであつて、此のことは別に兩稅法の起原の問題として取扱ふ豫定であるが、その一部は擔稅戶・不擔稅戶の問題に就いての考察中に於いても論及してゐる。

22 以上は擔稅戶・不擔稅戶の研究に於いて考察した結果の要約である。

23 註22に同じ。

(九州大學教授)